

特定機能病院に対する立入検査結果（令和 6 年度）

立入検査の目的

- ・ 特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとしています。

実施主体

- ・ 医療法第 25 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣（各地方厚生（支）局長）が実施。
（原則として、医療法第 25 条第 1 項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施。）

実施時期等

- ・ 特定機能病院 88 病院に対し、毎年 6 月～翌年 2 月の期間において、原則年 1 回実施。

立入検査結果

- ・ 立入検査実施後、概ね 1 ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部（局）長宛、立入検査結果を通知。

特定機能病院に対する立入検査結果（令和6年度）

検査結果の内容

・令和7年3月31日現在、立入検査を実施した88病院に対して、検査結果を通知済み。

1. 実施結果

- (1) 指摘事項等があった病院 **55病院**
 - ①「不適切な事項」を通知した病院 2病院
 - ②「検討を要する事項」を通知した病院 2病院
 - ③「口頭指摘事項」のあった病院 53病院（うち2病院が①②と重複）
- (2) 指摘事項等がなかった病院 **33病院**

2. 主な指摘（指導）事項

- 「不適切な事項」 **2件**
 - ⑤事故等報告書の作成、登録分析機関への提出等（2件）
- 「検討を要する事項」 **2件**
 - ④その他（2件）
 - ・職員の健康診断の実施について
 - ・輸血療法委員会の出席率について
- 「口頭指摘事項」 **114件**

①医療の安全管理のための体制の確保（15件）	⑦情報提供受付窓口（0件）
②職員研修の実施（6件）	⑧高難度新規医療技術・未承認新規医薬品（1件）
③院内感染対策（12件）	⑨患者相談窓口の設置（0件）
④医薬品、医療機器の安全管理のための体制の確保（13件）	⑩管理者の業務の法令適合確保体制等（4件）
⑤事故等報告書の作成、登録分析機関への提出等（27件）	⑪その他（31件） ・職員の健康診断の実施について ・輸血療法委員会の出席率について など
⑥インフォームドコンセント、診療録（5件）	

※ 指摘のあった病院に対しては、翌年度の立入検査で改善状況を確認することとしています。